

一橋日本史予想論述チェック表【古代・中世 政治法制史】

【問題】	【POINT】
ヤマト政権の支配の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ●血縁などを中心に豪族らを氏に編成●氏を単位に家柄や職能によって、中央豪族らに臣・連、地方豪族に君・直などの姓を与え、ヤマト政権の職掌を分担●直轄領の屯倉や直轄民の名代・子代の部を各地に設け、服属した豪族を国造などに任じてそれらを管理させた。 ※朝廷の直轄地は屯倉、耕作者は田部・名代・子代 ※豪族の直轄地は田荘、耕作者は部曲
ヤマト政権において、渡来人に期待された役割とその管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ●渡来人は先進的な技術や文筆能力によって王権に奉仕することが期待され、職掌ごとに品部として管理され伴造に率いられた。
6世紀における権力交代を簡潔に述べよ。	<ul style="list-style-type: none"> ●軍事に携わり旧来の鉄と技術を背景とする力の支配を維持しようとした大伴氏・物部氏から、崇仏論争を経て、財政に携わり、屯倉の設定に象徴される新しい地方支配の方式を標榜した蘇我氏への権力交代。
倭の五王の権力や支配の特質を、その根拠と共に説明	<ul style="list-style-type: none"> ●「宋書」などにみえる倭の五王は、朝鮮半島や倭国での支配を有利にするため、5世紀初めから中国南朝の宋に朝貢して倭王と認められた。渡来人の組織や支配制度の整備を進めつつその勢力を拡大し、倭王武は中国皇帝から安東大將軍の称号を得た ●武の頃には関東地方から九州中部に至る地域を勢力範囲に置いていたことや、「大王」号が存在していたことが、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘や熊本県江田船山古墳出土鉄刀銘から知られる。
倭国社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●紀元前1世紀頃…倭国には百余国もの小国が分立●1世紀頃…奴国の王のように、後漢の皇帝に使者を派遣して称号を得る者もあった●2世紀後半…争乱が生じた●3世紀前半…邪馬台国を中心とする約30国の小国連合が形成された。邪馬台国の女王卑弥呼も倭国内での立場を高めるため、魏に使者を派遣した。
三世紀、五世紀、七世紀の国家のありかた	<ul style="list-style-type: none"> ●三世紀…邪馬台国を中心に約30の小国の連合が生まれた。諸国から共同で争乱を収めるべく擁立された女王卑弥呼は呪術的な力で人々を支配し、その宗教的権威を背景に政治を行った●5世紀…ヤマト政権は世襲王権を確立していた大王家を中心に、関東から九州中部に及ぶ地方豪族を含みこんだ支配体制を形成し、氏姓制度という政治的身分秩序。ヤマト政権は、豪族を氏という組織に編成し、職務を分担させ、氏に応じた姓を授けた。7世紀…東アジアの国際的緊張の中、冠位十二階制定など官僚制的な中央集権国家の建設が目指され、大化の改新では、唐の律令制を基にした中央集権化が進められた。そして壬申の乱の結果、有力豪族の多くが没落し、強大な権力を得天武天皇により、八色の姓を制定するなど、天皇を中心にした中央集権的国家体制の形成が進み、律令編纂も着手され、持統天皇の時に令が施行された。

<p>国造の仕事内容を説明せよ。</p>	<p>●各地域の優勢な豪族が任命され、自らの統治権を認められる代わりに、ヤマト政権に対して、子弟・子女の出仕、地方特産物や馬・兵士の貢上 ●屯倉や部民を管理する伴造職を兼務したり国造軍を統率してヤマト政権の遠征に参加したりした。</p>
<p>屯倉の経営方法</p>	<p>●中央から監督者が派遣され、屯倉周辺の農民を田部として徴発し、その徭役労働によって耕作が行われた</p>
<p>飛鳥時代の政治制度と新たな文化現象</p>	<p>●飛鳥時代には権力を握った蘇我氏を中心に朝廷の機構の整備や仏教の受容が進められた ●隋の中国統一(589年)を契機に、推古朝では冠位十二階が定められ、氏姓制度を官僚制度へと転換して中央集権体制を確立する動きが起こった。また、王族や豪族が一族の繁栄を願って次々と氏寺を建立することにより、後の国家仏教の祖型がつけられた。</p>
<p>6世紀前半以降の政治組織の整備について簡潔に</p>	<p>●中央の有力貴族が大臣、大夫として政務を合議 ●伴造が品部を率いて朝廷の職務を分担し、国造が地方支配</p>
<p>大化の改新を説明せよ。</p>	<p>●皇極天皇の皇居(飛鳥板蓋宮)において蘇我入鹿を暗殺して滅亡させた乙巳の変により始まる ●同年内に、初となる元号の使用、男女の法の制定、仏法興隆の詔の発布、高向玄理、旻の二人の国博士および内臣(中臣鎌足)・左大臣(阿部内麻呂)・右大臣(蘇我倉山田石川麻呂)の新設、私地私民の売買の禁止、飛鳥から難波長柄豊碕宮への遷都の決定など様々な改革が進められ、改新の詔も発布された ※改新の詔⇒ヤマト政権の土地・人民支配の体制(氏姓制度)を廃止し、天皇を中心とする律令国家成立を目指す内容</p>
<p>称制の内容と具体例</p>	<p>●天皇が在位していないとき、皇后、皇太子などが臨時に政務をとり行なうこと ●斉明の死後に中大兄皇子(天智天皇)が、天武の死後に皇后(持統天皇)が称制</p>
<p>八色の姓の内容と狙い</p>	<p>●天皇を頂点とする身分秩序に豪族を再編成する政策であったが、実際には上位4姓しか授与されず、畿内の有力な氏族とそれ以外の豪族を区別し、前者を上級官人(貴族)の出身母体として確定して、令制下の支配層の階層構成を基礎づけるという意図があった。</p>
<p>古代律令国家の成立から終焉に至る過程を、その法典編纂にも触れて</p>	<p>●日本では中央集権国家建設のため、唐を手本とした律令の導入が目指された ●近江令、飛鳥浄御原令を経て8世紀初めの大宝律令(刑部親王・藤原不比等が編纂)、養老律令制定により律令国家が完成 ●社会の変化に対応するため、補正修正の格や施行細則の式が制定 ●公地公民の制の崩壊が明確になった9～10世紀にかけては、律令制再建のため弘仁・貞観・延喜の三大格式が編纂されたが、延喜式を最後に編纂されなくなり、律令国家は終焉</p>
<p>律令制機構を説明せよ</p>	<p>●律令の官制は、中央に祭祀をつかさどる神祇、国政を行う太政の二官、太政官のもとに中務(詔書作成)・式部(文官の人事)・治部(仏事・外交事務)・民部(民政・租税)・兵部(武官人事)・刑部・大蔵・宮内の八省があり、各省にはさらに多数の下級官司(被官)が従属し、それぞれ政務を分担 ●官吏の綱紀を監督する彈正台、親衛軍である五衛府があった。これらの各官司には、それ</p>

	<p>それ長官・次官・判官・主典の四等官が置かれた●地方は一般に国・郡・里(郷)に編成され、国司・郡司・里長がおかれた。国司は中央の官人が交替で赴任するのに対し、郡司には伝統的な在地支配者である国造などの地方豪族が任命された。主要交通路には駅馬・伝馬が置かれた●特定の地域には、都の京職、難波の津を管理する摂津職、九州地方の行政と辺防、外交事務にあたる大宰府などが置かれた●常備軍として全国に軍団が置かれ、成年男子を1戸につき3人に1人の割で徴兵し、交代で上京して宮門の警備をする衛士や北九州の警備である防人にあたるせた。(兵士は庸・雑徭は免除で、食料・装備は自弁)●刑罰には笞・杖・徒・流・死の五刑があり、さらに20等に細分される。日本律は、量刑が一般に軽減されているほかは、ほぼ唐律の規定を踏襲しており、国家および宗族の秩序を乱す罪は八虐として重いものとされた。杖罪以下の断決権は各官司が握り、地方では郡司が答罪の断決権を握っていた。</p> <p>※仕丁…50戸につき正丁2人を徴発し、中央政府の雑徭に使役</p> <p>※出挙…春の稲を貸し出し、秋に利息(5割)とともに徴収</p> <p>※戸籍は6年ごと、計帳(庸・調)は毎年</p>
律令制における、官僚制の仕組みを説明	<p>●行政全般を管轄する太政官は、太政大臣・左右大臣・大納言などからなる公卿の合議によって進められ、その下で詔勅を起草する中務省などの八省は政務を分担●四等官制に基づく諸官司の職には、官位相当制に従い任命</p>
「令集解」の内容と、それを出した理由	<p>●養老令の私撰注釈書である。「令義解」の完成後、諸家の私説が散逸することを恐れ、惟宗直本が編集</p>
8世紀半ばから9世紀にかけての宮廷儀礼の変化の過程とその意義	<p>●儀礼は当初日本固有の風習に基づくものであった●8世紀半ばごろから唐の礼典の受容が進展し、宮廷における年中行事として整備●宮廷儀礼における日本固有の風習は唐風に改められ、従来天皇の支配の正当性を支えていた神話的秩序は後退</p>
律令制下の官職機構の変遷	<p>●律令制下の官職は、諸官司内に四等官・品官として位置付けられ、それら諸官司が、全体として太政官を中心とする体系●平安時代に入ると、様々な令外官が律令制官職を代替してゆき、特定の家による官司業務の請負も進んだ●院宮王臣家の家政機関も成長し、内部に多様な官職を生み出した●やがて武家政権が伸長するにつれ、院宮王臣家の家政機関を原型とした官職が国家の諸機能を果たすようになり、律令制以来の官職は形骸化</p>
律令国家の地方制度の成立過程を説明	<p>●大化の改新で公地公民制が宣言され、国造の支配領域を再編して評が設置された。さらに天智朝に庚午年籍が作成されて人民の戸への編成が進み、天武朝には国・評・里の行政組織がすでに整っていた●大宝律令の施行により評が郡と改組され地方制度が整った。</p>

律令の法典としての内容や特徴について説明	●中国の律令は、刑罰などを定めた 律 、官制と人民負担など行政上の規則を定めた 令 の2つから成る
律令制度の整備により、中央豪族はどのように律令官人へ編成されたか	●中央豪族は、 八色の姓 によって天皇中心に格付けしなおされると共に、人民を個別に領有することを否定●姓とは別に豪族一人ひとりが位階を与えられ、 官位相当制 のもとで位階にみあった官職につき、位階や官職に応じた封戸や禄を給付
奈良時代から平安時代初期、公卿のありかたの変化	●当初、有力な氏から一人ずつ公卿が任じられた●律令政治が展開する中、公卿には行政能力や儒教的な学識求められて 官僚政治家 が氏の枠に関係なく任じられ、天皇権力が強化されると、天皇から個別に信任を得た皇族・貴族が公卿を占めた
律令制では国政はどのように審議されたのか	●太政官の公卿が国政を審議し、天皇の裁可を受けた●公卿には当初、有力氏族の氏上が就いたが、次第に 官僚政治家 が任じられた。
古代日本において、地方から中央政府へ上申された文書	●太政官への戸籍や計帳、郡司らが国司の罷免を要求した解など。 ※ 尾張国郡司百姓等解文 (藤原元命の悪政を訴えた)
律令制度化における地方支配を大化以前と対比せよ	●大化の改新以前の氏姓制度では、地域支配を担う国造が任じられる一方、部民を指揮・統一する伴造が任じられて中央豪族の個別的な管轄下におかれるなど、地方支配が多元的であった●律令制度では、国・郡・里という統一的な地方支配組織が設けられた。
律令制度下における天皇と太上天皇の関係	●太上天皇は共同統治者として天皇と同等の政治的権限をもち、天皇と太上天皇の間で確執が生じると政権分裂に発展も● 平城太上天皇の変 以降、天皇に権限が集中し、太上天皇は公的には政治的権限をもたない私的な地位へと変化
律令制の時代、中央の大寺院や貴族などが、所有すると得をしたもの	● 賤民 。賤民は戸籍に登録されず、課役納入の義務をもたなかったことから国家による収奪の対象外に置かれていたので、彼らを所有すると経済的に大きな特権となった。
浮浪人を簡潔に説明せよ	●本籍地を離れているが所在がわかり、庸・調を納めていた者。
墾田永年私財法での制限	●身分による墾田所有面積の制限
長屋王の変に関連する策謀	●政権を握った皇族勢力の長屋王に危機を感じた 藤原四子 は、彼を自殺させ、 光明子 を人臣から初の皇后にした。
7世紀後半～8世紀後半にかけての神祇と仏教に対する国家の姿勢	● 天武・持統天皇 の時代は、国家の安定のために神祇制度の整備や国家仏教の推進を図り、神祇と仏教は並列関係● 聖武天皇 の時代は仏教に鎮護国家や社会秩序の安定を期待し、天皇が災害・政情不安などを背景に出家して仏に臣従する姿勢をとるなど、仏教を神祇より上位に位置付けた● 称徳天皇 の時代にもその方針が受け継がれ、神仏習合の影響が強まる中で神を、仏法を守護する存在と見なすようになった。
聖武天皇による国分寺造立の事業	●律令国家確立期である7世紀以降、仏教への国家統一が進む一方、 官寺 の建立や 護国經典 の尊重など、仏教に対して鎮護国家の使命を果たすことへの期待● 聖武天皇 の頃には 飢饉や疫病の流行、藤原広嗣の乱など、社会・政治の矛盾が表面化して律令国家が激しく動揺 ●聖武天皇は仏教の 鎮護国家思想 によって社会、政治の不安を鎮めようと考え、 国分寺造立 の事業に着手
律令制的租税・労役制度の特徴を、賦課の対象と内容に留意して説明	●律令制のもとでは人民は戸籍・計帳への登録を通じて戸に編制され、戸ごとに租税・

	<p>労役を賦課●田地を対象とした租の比重が低く、正丁など良民男子を対象とする人頭税が中心、内容面では布などの現物や労働力の貢納を中心とする</p>
租と調、庸の性格の違い	<p>●租(田1段につき2束2把、収穫の約3%)は地方(国衙)の財源に、調・庸は運脚により運ばれ中央の財源となった。</p>
奈良時代と平安中期で、調の課税の方式や納入の説明	<p>●奈良時代は、令の規定に従い、計帳に基づいて成年男子を対象として賦課され、郡司の下、戸ごとにまとめて徴収され、人民の運脚により納入●平安時代中期には、課税単位として新たに名が編成され、名の広さを基準に賦課されるようになり、受領が税率・調達方法ともある程度の裁量を認められ、定額納入を請け負った。</p>
雑徭と仕丁の仕事内容	<p>●雑徭…国司が男子を年間のうち一定日数労役につかせるもので、国郡内の水利工事、道路修築、官衙造営などに用いられた●仕丁…50戸ごとに2人の正丁を徴発、3年間中央の諸役所で雑役に従わせるもの</p>
律令によって規定された土地・人民支配制度の特徴と崩壊と変質	<p>●戸籍・計帳による人民把握を基礎に、戸を単位として口分田を支給して最低生活を保障し、成年男子を対象として人頭税を賦課●口分田が不足し、浮浪・逃亡や偽籍によって戸籍・計帳が形骸化すると変質●10世紀以降、公田が新たに名に編成され、名を単位とした支配制度が成立し、田堵に名の経営・納税を請け負わせ、名の広さに応じて土地税を賦課●田堵は名の請負人としての立場から権利を次第に強めて、名主に成長</p>
荘園制下の収取の特徴	<p>●平安時代中期に班田制が終焉し、戸籍・計帳が形骸化するのにもない、租税・労役制度は名を単位とする土地税方式に転換し、名の広さに応じて官物・臨時雑役が賦課●それを前提として、荘園制のもとでも名を単位として年貢・公事・夫役が賦課され、名を割り当てられた有力農民らが納入</p>
律令制度と中世荘園制の下の地方の生産物の中央への集中	<p>●律令制度…調・庸として徴収され、人民の運脚によって中央政府に納入●中世荘園制…年貢・公事として徴収され、荘官などにより中央の領主へ納められる一方、年貢の代銭納が進むと、商品として中央市場に運ばれることが一般化</p>
吉備真備が蔭位の制にも関わらず政界で活躍し、昇進できた理由。	<p>●貴重な人材であった。さらに、その学識をもとに孝謙(称徳天皇)には皇太子時代から個人的信任を得ていた。</p>
藤原仲麻呂の政権の特徴	<p>●叔母の光明皇太后の信任を得て台頭し、橘奈良麻呂の反乱も鎮圧した。さらに淳仁天皇を擁立するなど、皇太后や天皇を後ろ盾として政権を掌握</p>
藤原仲麻呂が滅ぼされた、朝廷内での権力闘争	<p>●後ろ盾となっていた光明皇太后が死ぬと、藤原仲麻呂は自らが擁立した淳仁天皇と確執し、道鏡を寵愛する孝謙上皇と対立して挙兵したが敗死</p>
宇佐八幡信託事件を簡潔に説明せよ	<p>●和氣清麻呂が勅使として派遣され道鏡の弟らの謀を見破り、道鏡をしりぞけよとの神託を復命、道鏡の企ては破れた。</p>
道鏡の権力掌握過程とその結末	<p>●孝謙上皇の信任を得て台頭し、惠美押勝の乱に勝利したのち、重祚した称徳天皇の下で法王となった●しかし皇位にはつげず、天皇の死後失脚</p>
加墾禁止令の背景と内容	<p>●荘園領主の拡大に伴う貧農の増加を恐れ、また仏教擁護のため、寺院・現地百姓を除き、新規の開墾を禁止した。</p>

院宮王臣家を簡潔に説明せよ	●8世紀末～9世紀頃、天皇と結びついて勢力を強めた少数の皇族・貴族の総称
承和の変(842年)を簡潔に説明せよ	●伴健岑・橘逸勢らが謀反を企てたとして、二人が流罪となり、仁明天皇の皇太子恒貞親王が廃された●藤原良房の陰謀といわれる
応天門の変(866年)の内容と意義を簡潔に説明せよ	●応天門の炎上をめぐる事件。大納言の伴善男は左大臣の源信の仕業と唱えて処罰を主張したが、藤原良房らによってかえって善男の子の中庸の放火とされ、善男父子は遠流となり、関連した紀豊城・紀夏井も流罪●藤原氏の摂関政治確立へとつながった
阿衡の紛議(887年)の内容と意義を簡潔に説明せよ	●宇多天皇が藤原基経に与えた勅書のなかの文字「阿衡」をめぐる事件で、「阿衡」が名官であったところから、基経に政治から手をひかせる意味と解する説が出現し、基経は一切の政務からあえて手をひき、天皇は困惑●勅書の草稿をつくった橘広相に責任をとらせて落着●基経は関白としての政治的立場を強化した。
意見十二箇条の提出者と内容	●三善清行●律令国家財政の衰退ぶりを具体的に指摘し地方行政上の現実的な障害除去を主張
安和の変の内容と意義を簡潔に説明せよ	●藤原氏が企てた他氏排斥の謀略事件で、右大臣の藤原師尹らが、源満仲の密告を利用して左大臣源高明らに皇太子廃立の陰謀があるとして追放●藤原氏を圧倒する氏族はなくなり、摂関政治の定着
奈良時代から平安時代初期における班田制の変質	●口分田の不足や墾田永年私財法による初期荘園の増加により、班田の実施は次第に困難に ●桓武天皇は班田を十二年ごとに改めることによって、その再建を図ったが、その後勅旨田などの直営田が増加するなど、班田制は衰退●10世紀初頭の延喜の治に行われた班田を最後として廃絶
勸解由使の内容を簡潔に説明せよ	●令外官で、役人交代の際に前任者から後任者への引継ぎ書類の解由状を審査した職
健児の制について説明し、それが適用されなかった地域を説明	●律令に基づく軍団制は、正丁3～4人に1人の割合で兵士を徴発して軍団で訓練させるものであった●農民に大きな負担となり、また対外的緊張の緩和もあって兵士の質が低下し、役立たなくなっていた●蝦夷や諸外国という脅威が身近に迫る東北や九州などの地域を除いて軍団制を廃止して健児の制を設け、郡司の子弟や有力農民からの志願により少数精鋭の健児を採用
桓武天皇の政策と嵯峨天皇への簡単な流れ	●浮浪・逃亡や偽籍、私度僧の増加などによって班田収授の実施が困難になるなど律令制度が実態と合わなくなっていた●仏教勢力を抑制して改革を推進した桓武天皇は、国司交代時の事務引継ぎを監督する令外官の勸解由使を設置し、班田の期間を6年から12年1班に変更。公民の疲弊に対応するため、公出拳の利息や雑徭日数の軽減を行って公民の維持。坂上田村麻呂を征夷大将軍に任じて蝦夷の征討を進め、長岡京を経て遷都した平安京の造営にも努めたが、善政に関する徳政論争において、蝦夷との戦争や平安京造営の二大事業が公民を苦しめているとする藤原緒嗣の意見をいれ、その中止を決定。●改革は平城・嵯峨両天皇にも引き継がれ、平城太上天皇の変に勝利した嵯峨天皇は、その過程で秘書長官にあたる蔵人頭を置き、その後平安京内の警察にあたる檢非違使を設けた。弘仁格式を編纂するなど法制面での整備も進め、東北地方には文屋綿麻呂を派遣した
嵯峨天皇の時期の意義を述べよ。	●律令国家の再編、唐風化政策を進展させた時期●文章経国思想のもと漢文学が隆盛し、漢字文化の習熟が進み勅撰漢詩文集も成立●律令を補足・修正した格や施行細則である式を分

	<p>類・整理し、弘仁格式が編纂され、貞観・延喜年間に続く格式編纂の足掛かりとなり律令法の円滑な運用が可能に●実情に即した官僚制の整備・充実が進み、天皇直属の令外官を中心とした官庁の再編、唐風を取り入れた儀礼の整備が進み、天皇の權威の強化が図られ、貴族・官人には行政能力と唐風の教養が求められるようになる</p>
検非違使庁と蔵人所の形成過程と職務内容、その変遷	<p>●検非違使庁は嵯峨天皇が設置し、京内の治安維持にあたったが、後には弾正台などの職務を吸収 ●蔵人所は、平城上皇と嵯峨天皇の対立に伴う朝廷の分裂に対処するために嵯峨天皇が設置し、機密文書を扱ったが、後には朝廷内の様々な実務に関与</p>
令外官が形成される歴史的背景	<p>●律令制が動揺する中、桓武天皇以降、律令政治の再編成が進行●嵯峨天皇は検非違使庁や蔵人所といった新しい天皇直属の令外官(様々な職を兼ねている)を設置し、そのもとで律令官制の統廃合を進めることで、天皇の政治的主導権を確保するとともに、財政負担の軽減を図った。</p>
賃租を簡潔に説明せよ	<p>●乗田や初期荘園、位田、賜田などを賃料を取って期限付きで貸すこと。</p>
延久の荘園整理令と一國平均役、宣旨拵との関係	<p>●荘園・公領の境界が確定し、その田地面積を基準にして一國平均役が賦課●それらを公平に徴収するために統一された宣旨拵が定められた。</p>
延喜の荘園整理令と延久の荘園整理令の相違点	<p>●延喜の荘園整理令…実施が国司に委ねられていて、さらに諸国の国務の妨げにならなければ例外とするような措置であったため不徹底に終わった●延久の荘園整理令…記録所を設けて国司任せにはせず、さらに審査にあたる弁官と寄人には天皇の側近をあて、審査に際しては荘園領主から証拠書類を提出させ、国司からも報告を取り寄せてその2つを合わせて審査した。年代の新しい荘園や書類不備のものなど基準に満たない荘園を停止して、摂関家の荘園も例外にはしなかった。それにより、かなりの成果</p>
平安～鎌倉までの記録所の役割の変遷	<p>●設置当初は、寄人が国司と荘園領主から提出された荘園の書類審査にあたり、その結果を上申するのみであった●後に荘園の訴訟を裁く機関として重視されるようになり、荘園の整理ばかりではなく、訴訟機関としての機能が強まり、さらに鎌倉時代末期には訴訟機関として常設</p>
公事・夫役を説明	<p>●公事…海産物・果物・手工業などの各地方の特産物を納めるもので税率は特に定まらず、銭納になることもあった●夫役…人夫役のことで、土木工事や税の運搬など</p>
摂関時代における、国司の役割の変化	<p>●浮浪、偽籍により地方支配が行き詰まる中、10世紀はじめに政府は国司に一定の官物上納を条件に任国支配を一任する政策転換に踏み切った●国司は課税単位を人から土地に転換し、税率も一定の範囲内で裁量できたため私財の蓄積も可能に●国司職が利権視されるようになり、政府の私財を寄進して国司職を得る成功や、同一の国の国司に再任される重任が盛行し、国司らはその費用調達のためにも任国での収奪を強化</p>
摂関政治の経済基盤	<p>●摂関が叙位・除目に大きな権限をもっていたことに対する売官・売位による収入●経済的利権の大きい受領の地位を希望する者や、次の官職に推薦してもらったり受領功過定の審査を有利に進めてもらうために受領から受け取る貢納物</p>
10世紀後半以降の摂関期の国政の審議	<p>●天皇が太政官を統括して強い権力を握るとともに、摂政・関白のもと、天皇個人の能力に関わらずその権限を行使できる体制●天皇と摂関が一体となって太政官と連携しながら国政を主導し、公卿も受領の任命・審査など重要事項の合議に関与</p>
摂関政治と院政の共通点と相違点	<p>●共通点●…院政と摂関政治は、摂関や上皇が天皇の後見役として実権を握り、太政官機構を利用して国政を運営し、ともに荘園を基盤とする</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●相違点●…摂関政治では摂関が天皇の外戚という立場から天皇権限を補佐、代行したが、院政では上皇が天皇家の家長という立場で実権を握った。摂関政治では律令官人としての収入が大きな比重を占めていたのに対し、院政では知行国制が新たな財源に
10世紀後半～12世紀の朝廷の権力者が依存した関係の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ●初期●…藤原氏の氏の長者が摂政・関白に就任、天皇との外戚関係を確保することで初めて権力を維持でき、摂政・関白も外戚の地位とともに移動 ●後期●…上皇が天皇家の家長という私的な立場から権力を掌握・維持、摂政・関白は天皇との外戚関係に関わりなく道長の子孫に世襲され、官位と家柄が結びついた階層秩序が形成(摂関家の成立)
平安時代、中央政界で武士の力が必要だった理由	<ul style="list-style-type: none"> ●荘園公領制が確立する中、荘園の境界や支配権をめぐる大寺社の僧兵による強訴が頻発し、天皇家や摂関家の内紛が激化したため。
白河院政期を説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> ●上皇は院庁を開き、受領層を院の近臣として重用し、制約に捉われない政治●上皇は仏教を厚く信仰し、造寺・造仏に励み、熊野参詣を頻繁に行ったため、成功・重任が盛んになり政治は乱れた●南都北嶺の僧兵による強訴に悩まされ、直属の武力として北面の武士を組織し、武士が中央で成長していく契機に●院の権力が天皇・摂関家を凌ぐようになると、院に荘園の寄進が集中するようになり、知行国や院分国の制度が広まり、公領は院や国司の私領のようになった
承平・天慶の乱の歴史的意義	<ul style="list-style-type: none"> ●承平・天慶の乱は本格的な武士の反乱で、律令国家の地方支配の破綻とその軍事的無力を示した●平将門が新皇と称し、東国で独立国家の樹立を宣言したことは、後の鎌倉幕府の先駆に●両乱が朝廷の命を受けた武家の棟梁により鎮圧されたことは、武士の中央政府への接近と、その勢力の台頭をもたらした●鎮圧者の家系が特別視され、その後武士の家柄はその乱の鎮圧者の子孫の家系に限定されていった。
惣領の役割を説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> ●一族を代表して御家人となり、先祖や氏神・氏寺の祭祀を行った。平時には番役や関東御公事などの御家人役を代表して引き受け、一族に配分して奉仕し、戦時には一族を率いた
墾田地系荘園と寄進地形荘園の説明	<ul style="list-style-type: none"> ●初期の荘園…貴族や大寺院が自ら開墾した土地や、その近くから買収した墾田からなり、周辺の班田農民や浮浪人を使って経営。律令国家から租税の免除(不輸)を認められなかったこともあって、経営が不安定であり、また国家の支配機構に依存していた面もあったので、9世紀には衰退●荘園領主の権威を背景として、やがて中央政府から不輸の権を承認してもらう荘園が登場して、次第に増加。10世紀半ばになって地方の支配が国司に委ねられるようになると、国司によって不輸が認められる荘園も生まれた。国司によって免除を受けた荘園を国免荘と呼び、太政官符や民部省符によって中央政府から税の免除を認められた荘園は官省符荘●大名田堵らの成長が進むにつれ、税の徴収をめぐって国司との対立が深まった。その結果、土地を中央の権力者に寄進し、権力者を領主とあおぐ荘園とすることが広く行われるように。盛んになった寄進によって不輸の範囲や対象は広がり、荘園領主の権威を利用して、不入の特権を得る荘園も多くなった。不輸・不入の制度の拡大によって荘園はようやく国家から離れ、土地や人民の私的支配が始まる●大名田堵は開発を進めて開発領主と呼ばれ、一定の地域を支配するまでに成長すると、一方では在庁官人となって国衙の行政に進出し、他方で

	<p>国司から圧力が加えられるのを避けて、所領を中央の権力者(権門勢家)に寄進して荘園領主から下司や公文などの荘官に任じられ、所領の私的支配を今までより前進。寄進を受けた荘園の領主は領家と呼ばれ、この荘園がさらに上級の大貴族や天皇家などの有力者に重ねて寄進されたとき、上級の領主は本家と呼ばれた。領家・本家のうち実質的な支配権をもつ者は本所と呼ばれた。本所からは預所が任命され、現地を支配する下司や公文などの荘官を指揮して荘園の支配を行った</p>
平氏が権力を掌握する過程とその経済的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ●伊勢平氏は北面の武士として台頭し、保元・平治の乱で実権を掌握した清盛は、西国武士を家人化する一方、太政大臣となり、律令官職独占を進め、外孫の安徳天皇も即位させた。 ●経済的基盤は多数の荘園・知行国と瀬戸内海航路掌握を通じた日宋貿易であった。
平氏政権の武士的性格	<ul style="list-style-type: none"> ●在地の武士を家人に組織し、彼らの一部を国司に任じるとともに、荘園・公領の現地支配者であった地頭に任命し、畿内・瀬戸内海・九州に至る西国の武士を組織化した
平氏政権と鎌倉幕府の相違点	<ul style="list-style-type: none"> ●平氏政権…朝廷において武家としての役割を果たしながら平治の乱以降、白河院と協調して地位を上昇させ、高位高官の多くを一門で占め、その後、後白河院の院政を停止して朝廷の主導権を掌握 ●鎌倉幕府…治承・寿永の乱の中で東国を武力で制圧し、朝廷から独立した政権を作り上げたうえで、朝廷の支配体制のもとに武家として組み込まれた。
平氏政権と異なり頼朝政権が最初の安定した幕府となった理由	<ul style="list-style-type: none"> ●朝廷から距離を置き、東国制圧の過程で国司、領家を差し置いて武士の所領支配を保障して主従制を整えたうえで、朝廷に迫って公的な認可を得た。
鹿ヶ谷の陰謀で処罰された3人と内容	<ul style="list-style-type: none"> ●俊寛、藤原成親、西光●院の近臣らが、京都東山鹿ヶ谷の俊寛の山荘で平氏打倒計画を立てたが露顕した。
11世紀中頃から奥州藤原氏三代に至るまでの奥州の政治過程	<ul style="list-style-type: none"> ●前九年合戦を経て清原氏が、その内紛から起きた後三年合戦を経て藤原清衡が台頭し、基衡・秀衡の代までに陸奥・出羽両国の荘官・郡司らを服属させた。
頼朝が奥州藤原氏を滅ぼさなければならなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ●後白河院が頼朝に対抗する動きをみせる一方、奥州藤原氏政権は頼朝に対抗できる軍事力を持ち、朝廷と独自に結びついていた
奥州藤原氏の滅亡に至る経過と滅亡後の奥州支配のありかた	<ul style="list-style-type: none"> ●藤原泰衡は頼朝の要求に屈服して義経を殺害●頼朝は義経をかくまったことを理由に泰衡を滅ぼした●その後、頼朝は奥州藤原氏の勢力圏を引き継いで幕府の直轄統治とし、陸奥・出羽には守護をおかず奥州総奉行を設置
治承・寿永の乱を説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> ●以仁王の令旨をうけて平氏討伐の兵をあげたが、石橋山の戦に敗れて安房へのがれた●平広常(上総介広常)、千葉常胤らの来援を得て、相模に入り鎌倉に本拠を定めた●富士川の戦い(武田信義が活躍)や源義仲による倶利伽羅峠の戦いにより平氏は都落ち●入京後の義仲軍による乱暴が朝廷・貴族の反発を招いたため、弟の範頼・義経を送って宇治川の戦いを経て源義仲を倒す●一の谷の戦い、屋島の戦いを経て1185年に平氏を長門壇ノ浦の戦いで滅亡●この間義経は後白河法皇に接近、これを忌んだ頼朝は義経を追い、その追捕を理由に守護・地頭の設置を勅許され、幕府開設の基礎を固めた●1192年征夷大將軍になる。
1183年～1185年の頼朝の動向	<ul style="list-style-type: none"> ●1183年には、源義仲との対立に苦しむ後白河法皇と交渉し、東海・東山両道諸国の支配権の公的な承認(寿永二年十月宣旨)を手に入れた。●1185年、法皇が源義経に頼朝追討を命じると軍勢を京都に送って強く抗議し、追討令を撤回させるとともに、諸国に守護、荘園や公

	<p>領には地頭を任命する権利、戦時の際の軍費として田1段あたり5升の兵糧米を徴収する権利(貴族の反発ですぐ停止)、さらに諸国の国衙の実権を握る在庁官人を支配する権利を獲得●東国を中心に頼朝の支配権は広く全国に及ぶことになり、武家政権としての鎌倉幕府が成立</p>
鎌倉幕府成立時の機構を簡潔に説明せよ	<p>●鎌倉には待所(別当は和田義盛)・政所(初めは公文所)(別当は大江広元)・問注所(初代執事は三善康信)、地方には全国的に守護・地頭を置いたほか、京都守護・鎮西探題・奥州総奉行などを置いた ※経済的基盤⇒関東御領, 関東御分国, 関東御公事</p>
公武二元体制とは	<p>●幕府の首長たる征夷大将軍は朝廷が任命する一方、幕府は守護・地頭を通じて全国の治安維持にあたるなど、朝廷と幕府は相互の存在を支え合う側面を持っていた。</p>
鎌倉時代の東国と西国の、地頭の荘園支配権限の違い	<p>●東国は幕府の支配領域で、本領も多く下地支配権を認められた。西国は新恩が多く、本所の支配が尊重され、権限は抑制された。</p>
源頼朝の死後～執権政治の確立・強化までの過程	<p>●源頼朝の死後、頼家の親裁を停止し、実朝の暗殺後には幼い九条頼経を迎えられ、有力御家人が合議で統治●その過程で、北条時政は將軍親裁派の梶原景時や頼家を後見する比企能員を討って政所別当に就任し、執権として実朝を補佐●北条義時は和田義盛を滅ぼして(畠山重忠も滅ぼした)政所と待所の別当を兼任●承久の乱後、幕府は西国に勢力を拡大して公武二元支配において優位に立ち、北条泰時は運署を置いて執権を補佐させ、評定衆を任じて御家人合議体制を確立●幕府は、將軍と御家人の本領安堵と軍役の御恩と奉公の主従関係を基盤としたので、摂家將軍を迎え、執権は將軍を補佐して権力を強めた●北条時頼は引付衆を置いて御家人たちの所領訴訟を専門に担当させ、敏速で公正な裁判の確立に努める一方で、宝治合戦で三浦氏一族を滅ぼして北条氏の地位を安定させ、初めて皇族將軍を迎えることで幕府権威の向上にも成功●次第に北条氏嫡流の得宗による専制という傾向を強めた。 ※北条氏は貴種ではないため、將軍にはなれないから摂家將軍を迎えた。</p>
御成敗式目の背景・意義	<p>●鎌倉幕府で御家人の合議制が整備され、政治についての共通の認識が必要とされていた●鎌倉幕府成立の当初は東国中心であった地頭の補任が、承久の乱以降では畿内・西国に幕府の支配地域が拡大したことにより地頭御家人の在対する支配力が拡大して紛争が頻発●寛喜の大飢饉が発生して社会が混乱●幕府政治の規範を示して武家社会を秩序付け、朝廷や公家・寺社との共存を図り、武家社会の慣習である道理の統一性を示した ※養和の大飢饉(1181)→寛喜の大飢饉(1231)正嘉の大飢饉(1258 年前後)→寛正の大飢饉(1461)→明応の地震(1498)</p>
御成敗式目の立法趣旨や内容、効力をもつ範囲	<p>●武家社会の慣習である道理を取捨選択して法文化●守護の権限を大犯三刀条に限定し、親の悔い返し権を認めて親の意思を幕府の決定よりも優先し、さらに知行年紀法なども規定され、鎌倉幕府と御家人の果たすべき役割と限界を明示することにより紛争を公正に裁く基準を示すとともに、御家人社会を秩序づけようとした●効力は鎌倉幕府の支配領域に限られたが、やがてその影響は全国的に拡大</p>
鎌倉時代における荘園支配の変遷	<p>●鎌倉幕府は御家人を地頭に補任し、荘園領主への年貢納入や治安維持などにあたさせた●承久の乱後、新補地頭補任など幕府勢力の拡大を背景に、地頭は年貢横領な</p>

	<p>どの非法を行い、荘園領主との紛争が増大●地頭請や下地中分が実施されると、地頭の荘園支配は強化●元寇に際し、幕府は本所一円地からの物資徴発権を獲得し、荘園支配を強めた●鎌倉末期には幕府や荘園領主に反抗する悪党が横行して荘園支配は動揺</p>
1274年に、北条泰時が京都にいた理由	<p>●泰時は、承久の乱が勃発すると、幕府軍を率いて京都へ出撃した。乱後、幕府が京都に新設した六波羅探題に就任し、朝廷の監視と京都周辺の警備、西国の統轄をしていた</p>
承久の乱の影響	<p>●幕府は公武二元支配の状況の下で優位に立ち、皇位継承や朝廷の政治に介入すると共に、六波羅探題を設置して朝廷を監視●没収した所領には東国御家人を地頭として任じ、勢力を西国まで拡大したが、荘園領主と地頭の紛争は増加●天皇権威の無条件の絶対性が動揺し、天皇や治天の君にも徳を修めることを求める徳治主義が強まる</p>
錦の御旗の説明	<p>●鎌倉時代以後、朝敵を征討する際に官軍の旗印に用いた。</p>
加徴米とは	<p>●兵糧米と同じ分量の米を徴収●承久の乱後の新補地頭の収入として認められた。</p>
新補立法の内容と、新補地頭の意義	<p>●鎌倉幕府は、承久の乱後に院方の所領を没収し、勲功のあった御家人を地頭職に補任し、田畑11町ごとに1町の給田と反別5升の加徴米など地頭職に対する得分率法を定めた。地頭はこの権利を利用し荘園内部で不当な検断権を行使するようになった●新補地頭の設置により、幕府の権力が全国に及ぶことになり、全国的政権に成長発展</p>
鎌倉時代の御家人の所領の経営方法	<p>●御家人は散在する所領を一門の惣領と庶子で分割相続して経営し、借上に経営を請け負わせることもあった●世代を重ねると所領は細分化が進み、庶子が惣領の統制から自立傾向を見せる一方で御家人の借上への金銭的な依存が深まり所領の買入れ、売却が増えた</p>
「御成敗式目」の特徴を、「律令」と対比させて説明	<p>●律令が中国の法典にならった統治のための法典●御成敗式目は武家社会の慣習などに基づいた裁判の規範である。</p>
御成敗式目での女性の地位の確保	<p>●女性は所領相続権を認められていて、地頭や御家人になることもできた。</p>
鎌倉時代の武士社会の特質	<p>●血縁的結合に基づく惣領制が存在し、惣領が一族庶子を統率して將軍と主従関係●幕府は惣領の統率権を認め、一族の相互扶助関係を保障●幕府の軍事動員体制や政治体制の運用を確保するために一族内部には干渉せず、また御成敗式目での親の悔い返し権を認めるなど、それぞれの家での親権の絶対性を認めていた。</p>
なぜ下地中分などをしなくてはならなかったのか	<p>●承久の乱以降、幕府の権威が朝廷よりも増したことで、地頭の非法(年貢横領など)が横行したから。</p>
下地中分の絵に執権と連署の花押がある意味	<p>●紛争の解決が幕府の手に委ねられていたことを意味し、下地中分を幕府が公的に保障して、地頭のさらなる荘園侵略が抑制される実効を持たせようとした。</p>
鎌倉時代の荘園・公領領主と地頭との間の紛争解決方法を2つ説明	<p>●領主は、地頭に荘園の管理一切を任せて一定額の年貢納入だけを請け負わせる地頭請を行い、地頭は一定の請料さえ領家に払えば、他の荘園の収益はすべて自己の収入とすることができ、幕府も奨励●話し合いによる和与中分と、領主からの申請を受けた幕府により決裁した強制的な下地中分によって、土地自体を折半し、地頭と領主とが土</p>

	<p>地・住民を分けて、完全な支配権を認め合う取り決めをした●それらの中分では、地頭は荘園領主と同等の立場において土地・農民を支配し、次第に荘園の支配権は地頭の手に移っていった。</p>
宮騒動を簡潔に説明せよ	<p>●頼嗣に將軍職を譲って後も頼経は隠然たる勢力を持ち、北条時頼が執権となると、北条一門の名越光時が頼経に接近し、執権の地位を奪おうとする事件がおこり、頼経は京都に追放された。この事件に座して、頼経の父道家も関東申次を罷免されて失脚</p>
得宗が將軍になれなかった、ならなかった理由	<p>●官位と家柄の結びついた身分意識の下で將軍は、天皇や摂関に並ぶ貴種と意識されたが、得宗は在庁官人という出自を根拠として低い家柄と意識され、將軍に任じられるには障害●御成敗式目を規範とする独自の法秩序が武家社会に存在し、得宗が將軍になる必要はなかった。</p>
得宗専制はどのような事情から生まれてきたか。またその帰結も	<p>●執権時頼の代に北条氏の覇権が確立していたが、蒙古襲来に伴う軍事的緊張の高まりを背景に本所一円地への影響力が強まり、幕府政治の集権化が進んで有力御家人の合議制は形骸化し、家督を継ぐ得宗・内管領・御内人による寄合へと代替●蒙古襲来による過重な軍役や異国警固番役の継続は御家人の窮乏を促進し、惣領制の解体、地縁的結合を重視する傾向を招いた●守護の果たす役割が大きくなり、北条一門による守護職の独占が進み、幕府政治は北条得宗家による独裁政治の傾向を強め、御家人と御内人との対立が激化する中、霜月騒動によって御内人勢力が勝利し、得宗専制政治が確立●しかし、その極端な専制が諸勢力の反発を招き、幕府は間もなく滅亡した。</p>
佃とは	<p>●荘園領主の直営田</p>
門田とは	<p>●中世、武士・土豪の直営田。</p>
文永の役が幕府の支配促進に寄与した理由	<p>●従来、貴族や寺社など荘園に住む本所一円地の住人は幕府の命令が及ばない存在であった●強大な外敵との戦いという緊急事態を迎え、本所一円地の住人は守護の指揮下に配置され、本所に上納されるべき年貢は兵糧米として徴収●御家人・非御家人の区別なく守護の指揮のもとに異国防御にあたることが指令され、異国降伏の折衝命令を朝廷に代わって幕府が全国に出した●これらは、幕府が全国の統治者へと成長していくうえで大きな画期となった。</p>
鎮西探題を簡潔に説明せよ	<p>●職務は九州の御家人を異国警固番役に専念させるため、鎌倉への参訴を禁じ、幕府にかわって現地において訴訟を裁決した。</p>
御内人と御家人の違い	<p>●御内人は得宗家に仕えた家臣(得宗被官)であり、將軍直臣の御家人と異なり、將軍から見ると陪臣に過ぎないが、得宗の権力増大に伴って幕府の実権を握ることになった。</p>
弘安徳政を行った人物とその目的、それが挫折した理由	<p>●安達泰盛●再度の蒙古襲来に備えての將軍権力の立て直しや異国警固番役を広範な武士に課するため非御家人の御家人化が図られた●しかし、得宗専制政治の傾向が強まる中、霜月騒動で内管領の平頼綱によって泰盛が滅ぼされたため改革は挫折</p>
永仁の徳政令の具体的内容	<p>●所領の売却・質入れを禁止すると共に、地頭・御家人に売却した土地で売却後20年未満のものと、非御家人・庶民に売却した土地の全てを無償で売り手である御家人のもとに返却させた●越訴の禁止や、金銭訴訟は受理しないことなども定められた。</p>
永仁の徳政令の歴史的意義	<p>●御家人所領の売却や質入れを禁止し、以前に売却したり質入れした所領の無償取戻しを</p>

	<p>認めた●御家人保護には効果がなかったが、徳政を無償取戻しとする思想は室町期の徳政一揆に大きな影響を与えた。</p>
永仁の徳政令で対象とされなかった人々	<p>●非御家人や一般庶民</p>
永仁の徳政令が御家人の反発を招いた理由	<p>●御家人は土地を取り戻せる反面、重要な裁判の機会の放棄を命じられた。</p>
悪党の起源と定義	<p>●鎌倉時代末期、蒙古襲来の頃から、畿内を中心にして農村経済の発達によって生まれた余剰生産物を手にした荘官や名主の中から、近隣と横の連携を保って反荘園・反幕府の実力行使を行うものが現れ、年貢納入を拒絶したりもした</p>
悪党の意味の変遷	<p>●夜討・強盗などの一般的な犯罪者の意味で使われていたが、年貢抑留などを理由に罷免された元荘官らが武装して荘園に乱入し、荘園領主に対する敵対行動をとった場合にも彼らは悪党と位置付けられた。</p>
両統迭立を簡潔に説明せよ	<p>●鎌倉時代後半、後嵯峨天皇の嫡子後深草天皇の子孫（→持明院統）と次子龜山天皇の子孫（→大覚寺統）の2系統が並び立ち、交互に皇位についたこと。</p>
持明院統と大覚寺統の双方が鎌倉に使者を派遣した理由	<p>●両統は皇位をめぐる抗争し、承久の乱以後皇位に関して重大な影響力を有した幕府に盛んに働きかけ、治天の君の地位を確保するために自らに有利な皇位継承をねらい、幕府による推戴を得ようとしたため</p>
後醍醐天皇が建武の新政で目指したもの	<p>●武家政権を否定しただけでなく、伝統的な家格に基づく公家政治の慣習を打破し、摂政・関白を廃止し、太政官ではなく記録所で国政を審議し、さらに天皇の意志を蔵人が承って伝える形式の文書である綸旨で自らに権力を集中させた専制政治を目指した。</p>
建武の新政を説明せよ。	<p>●記録所・鎌倉幕府の引付を継承した雑訴決断所の設置●国司・守護の併置●大内裏造や乾坤通宝の鑄造の計画●地頭への20分の1税の賦課の提案●関所停止など復古的な天皇親政●延喜・天曆の治を理想●京都の治安維持のための軍事・警察機関である武者所(長官は新田義貞)や恩賞の事務をする恩賞方もおかれた。</p> <p>※陸奥將軍府→義良親王(北畠頼家が補佐)</p> <p>鎌倉將軍府→成良親王(足利直義が補佐)</p>
後醍醐天皇への不満	<p>●専制政治で、公家を優遇して武家を冷遇●綸旨による土地所有権の確認に際して、20年の時効にあたる年紀法など武家社会の慣習を無視したので、所領安堵の不利は混乱●天皇の命令が頻繁に改まるなど一貫性に欠けた●大内裏造のための武家への負担●足利尊氏が反旗を翻して京都を制圧し、新政は3年足らずで崩壊</p>
建武の新政において、謀綸旨が横行した理由	<p>●土地所有権の確認に綸旨が必要とされ、20年土地を支配すれば所有権が承認されるという武士社会の慣習が無視されたから。</p>
中先代の乱(1335年)を簡潔に説明せよ	<p>●北条高時の遺子の時行が鎌倉幕府再興を企て、足利直義を破って鎌倉を占拠したが、足利尊氏に鎮圧された事件●尊氏はこれを機に建武政府と離反した。</p>
尊氏の建武の新政への離反の過程	<p>●後醍醐天皇に反旗を翻した足利尊氏は、新田義貞軍を破って入京したが、まもなく北畠頼家に追われて九州へ走った●尊氏は筑前多々良浜で九州最大の後醍醐方である菊池武敏を破り、勢力を挽回して博多を出発、海路を東進して兵庫に向かった●足利尊氏・直義の軍は、湊川で新田義貞・楠木正成らの軍を破った●尊氏は入京し、やがて光明院を擁立、室町幕府を開き、一方</p>

	<p>で醍醐天皇は吉野へ移って南北朝の対立が生じることとなった</p>
建武式目が生まれた政治状況	<p>●大覚寺統の後醍醐天皇によって推進された建武の新政に反発して入京し、持明院統の光明天皇を擁立した足利尊氏のもとで、中原章賢らが尊氏の諮問に対して出した答申により定められた。</p>
建武式目と御成敗式目の相違点	<p>●建武式目…幕府を開く目的のもと、政治方針を明らかにするために発表●御成敗式目…先例や道理に基づき紛争を公平に裁く基準などを明らかにした最初の武家法</p>
室町幕府は御成敗式目をどのように扱ったか	<p>●室町幕府は、御成敗式目を基本法典として扱い、必要に応じて建武以来追加と呼ばれる追加法を出した。</p>
室町幕府の職制を説明せよ。	<p>●鎌倉幕府にない中央に評定衆・引付方・侍所・政所・問注所を置いた●各国においても鎌倉幕府に倣って守護を置くとともに、鎌倉には尊氏の息子義詮、ついで基氏とその子孫を置いて鎌倉公方とした●陸奥には奥州探題、出羽に羽州探題、九州に九州探題を置いた</p>
四職・三管領を簡潔に説明せよ	<p>●四職…侍所の長官(所司)を交替で勤めた、山名・一色・赤松・京極 ●三管領…将軍を補佐し、政務を統轄した、斯波・細川・畠山</p>
親応の擾乱の内容と意義を説明せよ	<p>●室町幕府草創期は「軍事の長」の足利尊氏と弟で「政事の長」の直義による二頭政治が行われたが、秩序を重んじ、伝統的権威との協調を模索する漸進的な足利直義と尊氏の執事で伝統的な権威や荘園制の枠組みを否定する急進的な高師直との対立をはじめ、双方を囲む支持者の対立から内部抗争が生じた●南朝軍との対立も複雑に絡み戦乱は全国に拡大し、南北朝の動乱の長期化の背景ともなった。</p>
室町時代の守護と鎌倉時代の守護の相違点	<p>●鎌倉時代の守護は軍事指揮権に過ぎないが、室町時代の守護は国人を統括し、荘園・公領を侵略するなどして領国支配を形成</p>
奉公衆の内容と役割	<p>●将軍の直臣で、室町幕府の直轄軍●平時は在京して御所警固や将軍の護衛にあたる。一方、全国の御料所を預かり、守護の動向を牽制する役割も果たした。</p>
親応・応安の半済令の相違点	<p>●親応の半済令…期限を1年限り、対象地は近江・美濃・尾張で、本所領の年貢半分を徴収し、軍勢に分配することを許可●応安の半済令…期限は無期限で、対象地は全国、年貢だけでなく下地の半分も対象とした。しかし、天皇家領・寺社一円領・殿下渡領などは対象外としたため、守護への特権というよりも天皇・上層の公家・大社寺の荘園を保護するためという性格が強かった。</p>
14世紀以降、守護が世襲されるようになった(交代が難しくなった)事情	<p>●長期化する動乱の中で、幕府は守護に所領紛争の際の処断権限や一定の所領を国内の武士たちに恩賞などとして与える権限を新たに与えた●国内の武士も職権を拡大した守護と結ぶことで在地支配の強化や新たな所領の確保をした●守護と武士の間に主従関係が結ばれていき、守護の改替は難しくなった。(武士たちの被官化を進めていった。)</p>
南北朝時代にかけて拡大した守護の機能と限界	<p>●守護は従来の大犯三力条に加えて、刈田狼藉取り締まり権・幕府の判決を強制執行する使節遵行権・半済宛行権・守護請・段銭の賦課権などを獲得●守護は</p>

	<p>これらの権限を使って、国人の被官化、国衙機構の吸収などを推進し、守護領国制を確立●室町幕府からの規制と、国内の反対勢力が国人一揆を結んで対抗したことで、安定した支配は構築できず、その諸国支配の完成は国人一揆を克服した戦国大名の登場を待たねばならなかった</p>
14 世紀後半の九州地方の権力の推移	<p>●後醍醐天皇の子である懐良親王が征西將軍として 1361 年に大宰府を占拠し、一時九州全土を制圧したが、1371 年に幕府方の今川了俊が九州探題に就任すると、九州の南朝勢力は衰退●強大化を嫌った足利義満により了俊は解任</p>
今川・上杉・大内の各氏が在京を免除されることが多かった理由	<p>●鎌倉府、九州探題の管轄地域との境界に任国をもち、今川・上杉は鎌倉公方の監視、大内は弱体な九州探題の代替を期待された。</p>
上杉禪秀の乱(1416 年)を簡潔に説明せよ	<p>●上杉禪秀(氏憲)が鎌倉公方の足利持氏に対して起こした反乱●関東管領の氏憲は持氏と不和となり辞職し、將軍足利義持や持氏に不満の関東の豪族とともに挙兵したが、幕府の持氏支援によって敗れた</p>
結城合戦(1440 年)を簡潔に説明せよ	<p>●下総の結城氏朝が鎌倉公方の足利持氏の遺子を擁して室町幕府に抗した戦い●氏朝は永享の乱後上杉憲実が関東で実権を握ると、持氏の遺子春王丸・安王丸を結城城に迎えて挙兵したが、幕府追討軍のため敗れた</p>
嘉吉の徳政一揆の意義を説明せよ	<p>●將軍足利義教が赤松満祐に暗殺されるという事件(嘉吉の乱)が起こり、世情騒然としていたところ京都近郊の農民が一齐に蜂起●幕府軍は赤松満祐追討のために播磨国にとどまっていたのに加え、一揆は諸社寺に立てこもり徳政を求めたため、幕府もついに屈服し、室町幕府の認める最初の徳政令が発布された</p>
鎌倉府の内容と展開過程を説明せよ	<p>●室町幕府は、伊豆・甲斐を含む関東 10 力国を支配する地方機関として鎌倉府を設置 ●長官の鎌倉公方は足利尊氏の子基氏の子孫、補佐する関東管領は上杉氏が世襲し、京都の幕府同様の組織をもった●鎌倉公方が京都の將軍権力から自立する動きをみせたため、京都との関係を重視する関東管領としばしば対立し、京都の幕府とも緊張 ●15 世紀前半、永享の乱では鎌倉公方の足利持氏が関東管領上杉氏と対立して幕府に滅ぼされ、15 世紀後半、享徳の乱で鎌倉公方が古河公方と堀越公方に分裂し、鎌倉府は事実上消滅 ※※関東管領→扇谷上杉家・山内上杉家</p>
鎌倉府の構成と室町幕府とは関係	<p>●東国支配を担った機関で、長官の鎌倉公方には足利基氏の子孫、その補佐役の関東管領には上杉氏が就任●自立的・独立的な性格を持ち、永享の乱では足利持氏が將軍足利義教に討伐されるなど、しばしば京都の幕府と衝突</p>
室町幕府の京都支配を概観せよ	<p>●室町幕府は、京都市中の警察・裁判権を朝廷組織である檢非違使庁から侍所の管轄に移行し、諸国に対する段銭の賦課・徴収権を掌握●准三后の宣下を受け、將軍を辞した後には太政大臣に任じられるなど、摂関家を超え、天皇家に準ずる家格を獲得し、公家を近臣として私的に編成しながら所領相続をするなどして公家社会に君臨●金融・商工業者に対する寺社や官衙による個別的な支配を抑制し、その支配秩序を利用して土倉役や酒屋役などを納銭方に徴収させ、祇園社や北野社も個別に幕府の統制下に入り入れよう</p>

	<p>した●有力寺社による祈祷も統制下に置き、禅宗寺院に関しては五山・十刹の制を整えて保護・統制●武家・公家・寺社をまたぐ一元的な支配を作り上げた。</p>
鎌倉～室町幕府における政所の職務の変化	<p>●鎌倉幕府…幕府財政・鎌倉市政・訴訟処理をはじめとする庶務一般</p> <p>●室町幕府…財政事務の管掌のみとなり、組織も縮小</p>
足利義持の時代における安定のルールを築いた足利義満の施策3つ	<p>●南北朝の合体の斡旋、様々な権限の吸収、明德の乱などの守護勢力削減策</p>
足利義満の政策	<p>●成人後に管領の細川頼之を廃し(康暦の政変)親政を開始●南北朝合体や土岐康行・山名氏清(明德の乱)・大内義弘(応永の乱)の弾圧●明との国交回復に成功●幕府権力を確立●朝儀にも精通し、太政大臣として朝廷内でも権力を奮う●出家後は京都北山に金閣を建て、いわゆる北山文化を開花</p>
応仁の乱の内容	<p>●畠山・斯波の両管領家、将軍足利義政の弟義視と、子の義尚を推す妻の日野富子の間に生じた家督争い、細川勝元と山名持豊の争いが結びついて発生し、戦場となった京都が荒廃</p>
応仁の乱後、戦国大名が文化人を保護した背景	<p>●戦国大名は戦乱で荒廃した京都から流出する文化を吸収することで領国の文化を発展させ、同時に朝廷や幕府といった中央集権との政治的な交流を保つために仲介者として文化人を保護</p>
戦国大名は、どのような論理で両国の支配者としての地位を確立したか	<p>●守護出身の戦国大名は、任命権を持つ室町幕府の権威を利用して領国支配を始めたが、戦乱の中で公権力として租税や軍役負担を賦課するために領民の生活を安定させて支持を得る必要もあった</p>
戦国大名が城下町に家臣を住ませた理由とその背景	<p>●検地を通して武士・百姓関係を確定し直して兵農分離を進めた●武士身分として家臣に編成した人々を城下町に集住させ、直接監視下に置いて統制を強化しつつ迅速な軍事動員を確保するとともに、在地から彼らを切り離すことで百姓の直接的支配を志向</p>
一乗谷遺跡の性格を説明せよ。	<p>●一乗谷遺跡は越前の戦国大名である朝倉氏の城下町として建設が進められた●家臣団の屋敷群・商工業者の屋敷や多くの生活遺物が発掘●外部からの侵入を防ぐ城壁や戸口なども発掘され、防御機能も高かった ※「朝倉孝景条々」</p>